

(参考)消費税率及び地方消費税率の引上げについて

①消費税については、平成26年4月1日より5%(うち地方分1%)から8%(同1.7%)に引き上げ※1、
また、令和元年10月1日からは、10%(同2.2%)に引き上げ※2

②地方税法の規定に基づき、本市においても、引上げ分の地方消費税収(約24億円)はすべて
社会保障施策に要する経費(約135億円)に充当

※1 消費増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法(平成24年8月成立)

※2 消費税率の引上げを再延期する税制改正関連法(平成28年11月成立)

<地方消費税率引上げの概要>

◆引上げ分の地方消費税収については、「社会保障4経費(年金、医療及び介護の社会福祉給付並びに少子化に対処するための施策)」その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充当(地方税法第72条の116)

[地方消費税率] 平成26年4月 1%→1.7% 令和元年10月 1.7%→2.2%

令和2年度決算額

<歳入>	引上げ分の地方消費税収入(地方消費税交付金)	・ ・ ・	2,411,823千円
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	・ ・ ・	13,486,002千円(一般財源分)

<拡充した主な市の社会保障施策(H31→R2)>

- ◆放課後児童クラブの整備(上尾小第三学童、富士小第三学童の新規整備)
- ◆ひとり親家庭・生活困窮者等への学習支援(会場を4会場から5会場に拡大)

令和2年度決算における社会保障4経費その他社会保障施策の要する経費

※民生費及び衛生費(環境経費を除く)の各事業のうち職員人件費及び各課の一般事務費を除く

単位:千円

款	項	目	経費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	29,815,205	26,971,146	2,844,059
		老人福祉費	2,909,533	567,897	2,341,636
		介護保険事業費	2,672,076	134,206	2,537,870
		その他	167,208	18,770	148,438
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,281,836	542,999	738,837
		児童措置費	10,167,057	7,745,296	2,421,761
		保育所費	374,620	232,647	141,973
		青少年育成費	536,862	324,664	212,198
		その他	380,756	234,398	146,358
	生活保護費	扶助費	3,937,297	3,246,212	691,085
		その他	12,963	2,896	10,067
衛生費	保健衛生費	予防費	1,041,968	126,239	915,729
		保健費	186,190	11,417	174,773
		その他	254,707	93,489	161,218
合 計			53,738,278	40,252,276	13,486,002